

教育委員会の活動内容に関する申し合わせ

- 1 本委員会は次の業務を行う。
 - (1) 医学部卒前リハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 医育機関における教育カリキュラムの検討
 - 2) その他学生教育に必要な事業
 - (2) 医学部卒後リハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 卒後研修会の開催
 - ① 研修会開催の通知は3か月前までに、医学会誌やホームページに公表する。
 - ② 受講の証明を行う。
 - ③ 講師及び受講者名簿を作成し、本医学会事務局に送付する。
 - ④ 本医学会事務局における記録の管理を行う。
 - 2) 卒後研修制度（研修医のローテーション制度）における研修カリキュラムの検討
 - 3) その他卒後教育に必要な事業
 - (3) 本医学会専門医及び認定臨床医制度におけるリハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 履修項目及び履修単位の認定
 - 2) 教育委員会以外が行う生涯教育事業の認定
 - 3) その他生涯教育に必要な事業
- 2 研修会（教育研修講演等、協賛セミナー、共催セミナー）の内容と運営については、次のとおりとする。ただし、共通講習会の内容と運営については、共通講習申請の手引き（一般社団法人日本専門医機構）が優先される。
 - (1) 教育研修講演等とは本医学会学術集会会長が開催するもの、あるいは本医学会が開催するもの、その他本委員会の議を経て理事長の承認を得たものとする。
 - (2) 別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に基づき、認定する講演は60分以上とする。
 - (3) 研修会の講師は参加者と同等の単位を取得できる。
 - (4) 1回の教育研修講演等における最大取得単位は、別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に定めるとおりとする。
 - (5) 研修項目
専門医・認定臨床医生涯教育研修会
学術集会における研修会は、内容、講師の選任等を学術集会会長に一任する。
 - (6) 講師資格
 - 1) 専門医・認定臨床医生涯教育研修会の講師の資格は次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。
 - ① 大学の教授・准教授・講師の職務に従事する医師
 - ② かつて①であった医師
 - ③ 10年以上医師の経歴を持ち、なおかつその領域の学識を有する者
 - ④ リハビリテーション科専門医
 - ⑤ 医師以外でリハビリテーション関連領域に学識の深い者
 - 2) 卒後研修会講師の資格は原則として1)の①から⑤のいずれかに該当する

者とする。ただし、講義項目と講師については適性を委員会で検討して決定する。

(7) 研修会（教育研修講演等、協賛セミナー、共催セミナー）における講師（以下講師）の行動基準

講師は、医学教育の一端を担う者としての社会的使命と、本医学会を代表して教育研修活動を遂行する立場を十分自覚し、次の事項を誠実に実行する。

- 1) 講師自身が行う講演内容の知識はもとより、その根拠となる医学・薬学に関する知識の習得に努め、かつ、それを正しく受講者に提供できる能力を養う。
- 2) 講師は本医学会が定める内容（教育委員会の活動内容に関する申し合わせ）に従って講演を行う。
- 3) 講演の演題名には、製品名や商標登録された名称を用いないこととする。
- 4) 講演内容の情報は、本医学会学術集会会長の承認を受けた範囲内の内容で、有効性と安全性に偏りなく公平に受講者に提供する。
- 5) 講演内容の受講者への伝達は的確に行う。
- 6) 講演の中で講師は他社及び他社品を中傷・誹謗しない。
- 7) 講演内容が比較に及ぶ場合は現実に行われた優秀性に関する調査結果に基づくこと。なお「優秀性に関する調査」とは、客観的に実証されている調査であり、単に「Aさんが治った」、「Bさんが改善した」という個別事例ではなく、比較する商品の特性について確立された方法又は社会通念上及び経験則上妥当と考えられる調査をいう。
- 8) 講演の際に講師は本医学会等が定める規律を守り、良識と秩序ある行動をとる。

(8) 研修会の審査は以下に定めるものとする。

- 1) 本委員会は、企画された研修会が本委員会の定める（5）の「研修項目」、（6）の「講師資格」及び（7）の「講師の行動基準」の各基準を遵守したものであるかを審査する。
- 2) 本委員会は、以下に抵触する場合には研修会の開催を拒否できる。
 - ①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第6条から第68条までの規定）
 - ②厚生労働省医薬品等適正広告基準（第4の基準）
 - ③本委員会の審査により不適切と判断された場合なお、審査・承認後に演題名・講演内容が基準に抵触することが判明した場合は、再審査のうえ単位付与を取り消すことがある。
- 3) 地方会組織の研修会担当委員から、企画された研修会が、地方会組織における生涯教育研修会の実施に関する申し合わせ6の（1）の基準及び6の（2）の抵触事項に該当するかの判断を依頼された場合には、代わって審査を行い、速やかに結果を地方会組織に報告する。

(9) 受講料及び講師謝礼

各地区の状況を考え全国統一した額としない。

附 則

本申し合わせは、平成10年11月25日より施行する。

平成11年5月8日より施行する。

令和6年1月27日より施行する。

令和6年9月28日より施行する。

令和6年11月1日より施行する。